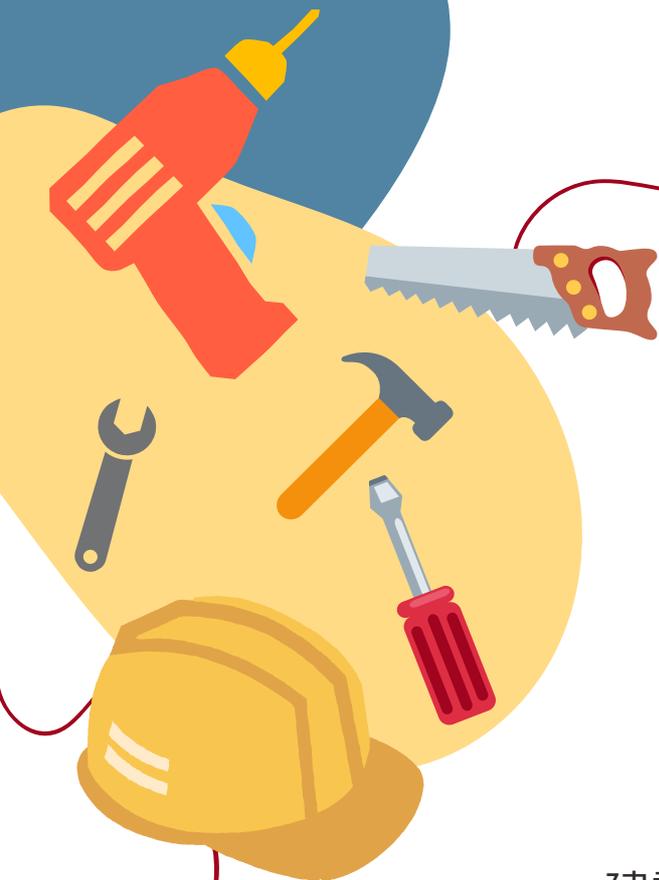


一人親方労災保険

—特別加入のしおり—



建設現場で仕事をする皆様のための
特別加入制度です

静岡ひまわり建設組合

〈一人親方労災保険〉

労働保険は、従業員がいる事業所において、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。

しかし、個人事業主の中でも建設業やタクシー業などは**労働者としての側面が強く**保護することが適当であると認められている為、特別に任意加入が認められています。これが一人親方労災保険を含む労災の**特別加入制度**です。



【一人親方労災保険に加入できる人】

①建設業であること

例：とび、足場工事、大工、電気工事 等

※現場に入って実際に作業をする人が対象になります。

②静岡県中部地区内に在住していること

③労働者を使用していないこと

※労働者を雇っている場合は「一般労災保険」の対象となり別途、労災保険の手続きが必要となります。

【加入時手続き】

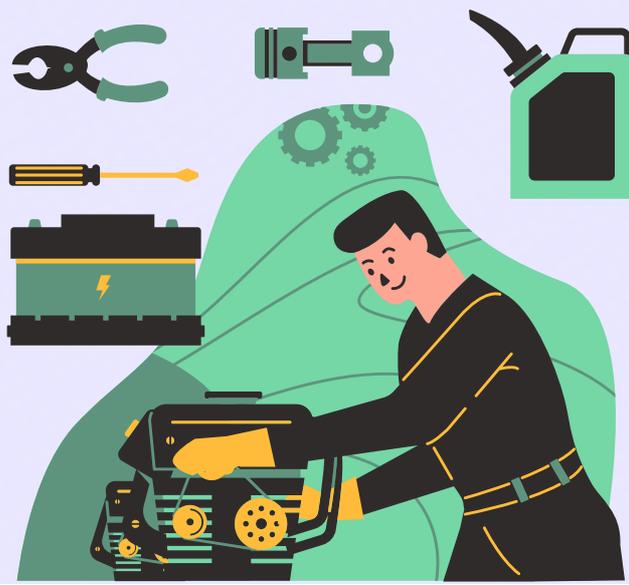
- ①静岡商工会館1Fにて申込用紙に氏名、住所、業務内容、希望基礎日額等を記入を記入します
- ②保険料と組合費を納入後、組合員証を発行します
- ③健康診断が必要な方（P2参照）は後日受診していただきます

※氏名、住所、業務内容、除染作業を行う等
変更があった場合はその都度報告してください

【脱退時手続き】

- ①商工会に連絡後、来館願います
- ②所定用紙に必要事項を記入のうえ保険料を月割計算により返還いたします

※組合費の返還はいたしませんのでご了承ください



【加入時の健康診断について】

一人親方労災保険に加入する場合、業務の種類に応じて加入時に健康診断が必要な場合があります

下記に記載されている業務にそれぞれ定められた期間従事したことがある場合には特別加入の申請を行う際に、**健康診断を受ける必要があります**



①粉塵作業を行う業務に3年以上従事

- ・土石、岩石、鉱物を粉砕する場所における作業
- ・金属の溶断、アーク溶材作業（アルゴン溶材含む）
- ・金属などを研磨、ばり取り、裁断する場所における作業
- ・セメント、粉状の鉱石、炭素材料等を扱う場所における作業

②振動工具に関わる業務に1年以上従事

- ・さく岩機、コーキングハンマー
チェーンソー、コンクリートブレイカー
サンドランマー、鋳打機
- ・サンダー、インパクトドライバー
インパクトレンチ、電動ハンマー
研削盤等の振動工具を取り扱う業務
- ・粉じん健康診断も必要になることがあります

③鉛業務に6か月以上従事

- ・鉛化合物を含有する「ゆう薬等」
を使用する業務
- ・鉛の溶融、加工、ハンダ付け等の業務

④有機溶剤業務に6か月以上従事

- ・トルエン、キシレン等の有機溶剤を
主に屋内で使用する
- ・有機溶剤を含む接着剤等を、主に屋内で
使用する



健康診断の結果下記に該当する方は特別加入が制限されます



①すでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度によって一般的に就業することが難しく、療養に専念しなければならないと認められた場合
→**従事する業務内容に関わらず特別加入は認められません**

②すでに疾病にかかっている、その症状または障害の程度が特定の業務からの転換を必要とすると認められた場合
→**特定業務以外の業務についてのみ特別加入が認められます**



労災事故が起きた際の手続き

①病院に「労災事故」で来院したことを伝える



②静岡ひまわり建設組合（右記）に連絡し
静岡商工会館1Fにて書類作成をする



③作成した書類を病院に提出する

〈静岡ひまわり建設組合〉

住所 〒420-0016

静岡市葵区住吉町2-2

TEL 054-254-3605

FAX 054-252-3024

業務災害の判断基準

【建設業の一人親方】

①請負契約に直接必要な行為を行う場合

⇒例：工事の請負契約を締結する行為、契約前の見積もり
現場の下見を行う場合

②請負工事現場の作業及びこれに直接関係する行為

⇒例：請負工事現場における作業全般

③請負契約に基づく行為を自社の作業場で行う場合

⇒例：請負契約による作業を自社の鉄工所・工場 等で行う場合

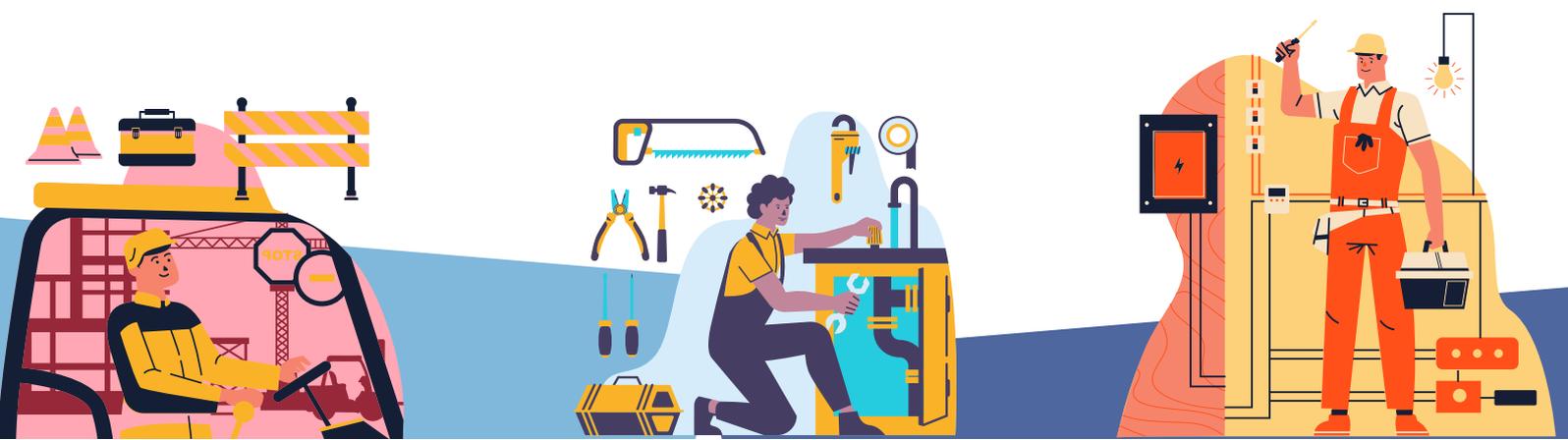
④請負工事に係る機械・製品を運搬する作業

⇒例：請負工事に係る機械・製品を自宅から工事現場まで運搬する行為

⑤突発工事（台風・火災 等）による予定外の緊急出勤途上の行為

⇒例：台風・火災等の為、工事現場へ建物の保全のために緊急で赴く行為

◆通勤災害については、一般労働者の場合と同様に取り扱われます



〈給付の種類〉

療養補償給付

⇒業務災害、通勤災害による傷病について必要な治療が自己負担費用なく受けられます。また、労災病院以外などで治療を受けた場合は治療費が給付されます。

休業補償給付

⇒業務災害、通勤災害による傷病の療養のため労働する事が出来ない日が4日以上となった場合、休業4日目から1日につき給付基礎日額の6%と休業特別給付金2%の合計80%相当額が支給されます。

傷病補償年金

⇒業務災害、通勤災害による傷病が療養開始から1年6か月経っても治癒しない、かつ障害等級1～3級に該当する場合給付基礎日額の245日から313日分の年金が支給され、特別支給金として100～114万円の一時金が支給されます。

障害補償給付

⇒業務災害、通勤災害による傷病が治癒した後、障害が残った場合に支給されます。障害等級第1～7級の場合は給付日額の131～313日分の障害補償年金が、第8～14級の場合は給付日額の56日～503日分の障害補償一時金が支給されます。
さらに、特別支給金として第1～14級で8～342万円の一時金が支給されます。

遺族補償給付

⇒業務災害、通勤災害により支給されます。条件によって

- ①遺族補償年金②遺族補償一時金の2種類があります。
- ①遺族補償年金は、遺族の人数に応じて給付日額の153日～245日分の年金が支給されます。
- ②遺族補償一時金は、遺族補償年金の受給資格がある遺族がない場合に、給付日額の1000日分の一時金が支給されます。また、年金・一時金いずれの場合でも特別支給金として300万円が支給されます。

葬祭給付

⇒業務災害、通勤災害により死亡した方の葬祭を行う場合31万5千円+給付基礎日額の30日分または給付基礎日額60日分のいずれか高いほうが発給されます。

介護補償給付

⇒業務災害、通勤災害により障害補償年金または傷病補償年金を受給し、一定の障がい有して現に介護を受けている場合に支給されます。



給付基礎日額保険料一覧表

給付基礎日額	保険料 (年額)
25,000 円	164,250 円
24,000 円	157,680 円
22,000 円	144,540 円
20,000 円	131,400 円
18,000 円	118,260 円
16,000 円	105,120 円
14,000 円	91,980 円
12,000 円	78,840 円
10,000 円	65,700 円
9,000 円	59,130 円
8,000 円	52,560 円
7,000 円	45,990 円
6,000 円	39,420 円
5,000 円	32,850 円
4,000 円	26,280 円
3,500 円	22,995 円

月	日額3,500円の場合
4月	22,995 円
5月	21,105 円
6月	19,152 円
7月	17,262 円
8月	15,309 円
9月	13,356 円
10月	11,466 円
11月	9,513 円
12月	7,623 円
1月	5,670 円
2月	3,717 円
3月	1,953 円

12ヶ月分

11ヶ月分

10ヶ月分

9ヶ月分

8ヶ月分

7ヶ月分

6ヶ月分

5ヶ月分

4ヶ月分

3ヶ月分

2ヶ月分

1ヶ月分

年間組合費

事務手数料	
商工会会員	3,000 円
商工会会員専従者	1,000 円
会員外 ※	10,000 円
会員外専従者 ※	2,000 円

※は2,000円の新規会員手数料がかかります。



怪我をしたらまず、お電話を☎

アクセス



しずてつジャストライン藁科線『一番町』バス停下車
徒歩3分

JR静岡駅から乗車の方 → 北口③番乗り場
新静岡セノバから乗車の方 → バスターミナル②番乗り場



昭和通り(国道362号)を北に直進し、一番町の信号
(左手ファミリーマートが目印)を右折すぐ

静岡ひまわり建設組合

〒420-0016

静岡市葵区住吉町2-2 (静岡商工会1F)

TEL : 054-254-3605

FAX : 054-252-3024

MAIL : info@shizuoka-shokokai.jp

URL : http://www.shizuoka-shokokai.jp/

営業時間

〈月～金〉 9:00～17:00

〈第1・3・5土曜日〉 9:00～12:00

